

# 都市と 国土 計画に係る 国際 ガイドライン

INTERNATIONAL GUIDELINES ON URBAN AND TERRITORIAL PLANNING  
JAPANESE VERSION

**UN**  **HABITAT**  
FOR A BETTER URBAN FUTURE

## 都市と国土に係る国際ガイドライン

2015年 初版

発行者：国連ハビタット（ナイロビ）

### 無断複製・転写を禁じます

United Nations Human Settlements Programme (UN-Habitat)

P. O. Box 30030, 00100 Nairobi GPO KENYA

Tel: 254-020-7623120 (Central Office)

[www.unhabitat.org](http://www.unhabitat.org)

**HS Number:** HS/059/15J

**政府財政貢献と支援:** 日本、フランス、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン

### 免責事項

本書で用いられている表記や資料は、国・地域・都市もしくはその当局の法的地位、または国・地域の境界に関する国際連合の見解を示すものではありません。本書で用いられている記述は、必ずしも国連人間居住計画、国際連合及びその加盟国の見解を反映するものではありません。

本書の文章を引用される場合は、出典を明記してください。

2016年3月 日本語版発行 発行者：国連ハビタット福岡本部（アジア太平洋担当）

都市と  
国土  
計画に係る  
国際  
ガイドライン

INTERNATIONAL GUIDELINES ON URBAN AND TERRITORIAL PLANNING  
JAPANESE VERSION

UN  HABITAT

## 序文

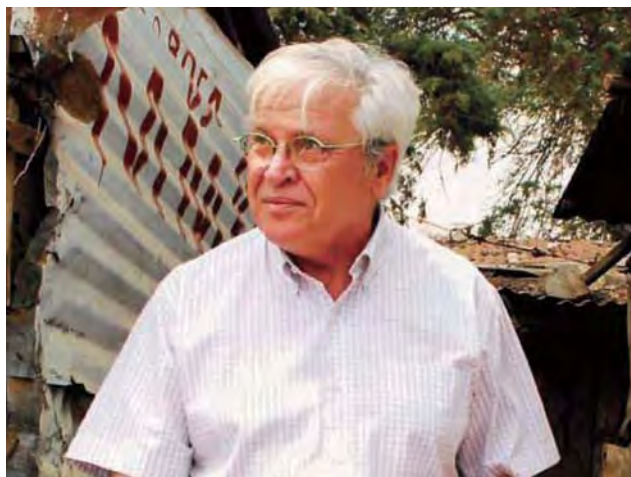
現在、世界人口の半数以上が都市に暮らしており、人類の未来が都市にあることは、もはや疑いようのない事実となりつつあります。都市化は特に開発途上国で急速に進行しており、その進行過程には様々な機会と課題が伴います。

人口の密集は、都市や地域に大規模な経済を生み出す一方、騒音、交通渋滞、大気汚染などの問題やそれによる損失につながります。また、気候変動や資源枯渇など地球規模の問題が各地で様々な形で影響を及ぼしており、新たな革新的対応が求められています。

こうした問題に対処するため、世界各地で様々な都市計画の策定が試行、実践されてきました。この「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」(以下、本ガイドライン)は、こうした多角的な取り組みから得られた貴重な教訓と併せて、規模が異なる各地域・国・都市でも活用できる参考枠組みとして、現実とあるべき姿の重大なギャップを埋めるために作成されました。

国連ハビタット管理理事会決議(24/3)を受け、専門家の協議を重ね、多様な実践に基づき、本ガイドラインが策定されました。ガイドラインには12の基本原則が提示されており、これらは意思決定者が総合計画の観点から都市開発あるいは政策・計画・デザインを策定あるいは見直す際の手引きとなります。

本ガイドラインは、2015年4月23日の管理理事会決議(25/6)で承認されました。同時にこの決議では、「本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関、開発機関及び国連ハビタット



に対し支援を」求めています。

本ガイドラインは、国連ハビタット管理理事会でこれまでに採択され、すでに多くの国で実践されている「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」(2007年)及び「全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン」(2009年)を補完するものです。また、本ガイドラインは、ポスト2015開発アジェンダならびに2016年に開催予定の第3回国連人間居住会議(ハビタットⅢ)のニュー・アーバン・アジェンダの施行を支援するものでもあります。

本ガイドラインが対象とするのは、各国政府、地方自治体、市民団体、都市計画の専門家など多岐にわたります。本ガイドラインは、こうした多様な主体が人間の居住環境の構造と機能を形作っていくうえで担う役割を重視しています。私は、本ガイドラインが、コンパクトで包摂性に富む社会を実現し、また、統合的で接続性に優れた都市・国土の建設にインスピレーションと指針を与えるものであることを切に願っています。

国連ハビタット事務局長  
ジョアン・クロス

# 目次

## I. 背景

A.	目的.....	1
B.	定義と範囲.....	2
C.	背景と根拠.....	4
D.	準備プロセス.....	5

## II. 都市と国土計画に係る国際ガイドライン

A.	都市政策とガバナンス.....	8
B.	持続可能な開発に向けた都市と国土計画.....	13
	B1. 都市と国土計画及び社会開発.....	14
	B2. 都市と国土計画及び持続的な経済成長.....	17
	B3. 都市と国土計画及び環境.....	20
C.	都市と国土計画の要素.....	23
D.	都市と国土計画の実施とモニタリング.....	27



# I

## 背景

## A. 目的

1950年以降、世界は急速に変化しています。1950年に7億4,600万人（世界人口の29.6%）だった都市人口は、2000年には28億5,000万人（同46.6%）になり、2015年には39億6,000万人（同54%）に達しています。2030年には、これが50億6,000万人（同60%）になると予想されています。この「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」（以下、本ガイドライン）はこうした変化に対応して、都市と国土に関する政策、計画、デザイン、そして実践のプロセスを改善するための枠組みとなることを目的として策定されました。本ガイドラインは、持続可能で気候変動にレジリエンスのある都市の開発を促進し、コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた都市と国土の建設を目指すものです。

本ガイドラインの目的は以下の通りです。

- 都市政策の改革の指針として、普遍的な参考枠組みを構築する。
- 各国地域が各々の状況や規模に応じた計画策定に活用できる普遍的な基本原則を、各国地域の実践から導き出す。
- 持続可能な都市開発の促進を目的とする他の国際的ガイドラインを補完し、相互に連動させる。
- 各国地域及び地方自治体の開発アジェンダにおいて、都市と国土の特質を提起する。

Aerial view of Paris, France © Flickr/Mortimer62



## B. 定義と範囲

都市と国土計画は、経済、社会、文化及び環境分野の目標を実現するための意思決定プロセスと定義することができます。都市空間開発のビジョン、戦略及び計画を立て、一連の政策指針、推進手段、組織的で参加型の仕組み、そして規制手続きを取り入れることによって、目標の実現を目指します。

都市と国土計画には、基本的な経済的機能が備わっています。それは、内発的な経済成長や繁栄、雇用を生み出すために、都市や地域の形態及び機能を作り変える強力な手段であり、最も脆弱で十分なサービスを受けられない低所得層のニーズにも対応するものです。

本ガイドラインは、あらゆる国や都市が、都市圏の人口統計学的変化（成長、停滞及び減少）を効果的に管理し、既存及び新規都市居住区の生活の質を改善するために、主要な原則や提言を推進するものです。本ガイドラインは、補完性の原理及び各国特有の行政上の取り決めを考慮に入れつつ、規模の大小を問わず、都市空間の計画策定に次のように活用することができます。

- **国及び国境を越えたレベル**：多国間で地域戦略を立てることにより、気候変動や省エネルギーなどグローバルな問題に対処するための投資を導き、国をまたいだ地域の都市部の一体的な拡大を実現し、自然災害リスクを軽減し、共有天然資源の持続可能な管理体制を改善します。
- **国レベル**：国レベルの都市計画を立てることにより、既存及び計画中の経済的支柱や

大規模なインフラを活用して、都市回廊や河川流域を含む市街地の仕組みを支援、構築、均衡発展させることを可能にすると共に、国の経済的潜在力を最大限に発揮させることができます。

- **都市圏及び大都市レベル**：国に次ぐ規模で地域的な都市計画を立てることにより、規模の経済性と集積を促進し、生産性と繁栄を拡大し、都市と地方のつながりを強化し、気候変動の影響に適応し、災害リスク及び過剰なエネルギー消費を軽減し、社会的及び空間的な格差に取り組み、成長地域と衰退地域双方における地域の結束と相互補完を促進することで、経済発展を促すことができます。
- **地方自治体レベル**：自治体が開発戦略及び総合的な開発計画を立てることにより、投資の優先順位を決め、別々の市街化区域間の相乗相互作用を促進することができます。土地利用計画を立てることで、環境保護指定区域の保全や不動産市場の規制に貢献できます。都市の拡張及び既存の土地の再開発計画を立てることで、輸送コストやサービス供給コストが軽減され、最適な土地利用と都市部のオープンスペースの保全・整備が促進されます。都市の整備及び修復計画を立てることで、居住密度や経済密度を向上させ、社会的に包括的なコミュニティの実現に寄与します。



- **近隣レベル**：街路の整備や公共空間の計画を立て設計することで、都市の質ならびに社会的結束や包摂を向上させると共に、地域資源の保全に寄与します。公共の空間やサービスなど都市の共有物の管理に、コミュニティを関与させる参加型の計画・予算策定手法をとることで、土地の有効利用と接続性の向上、人間の安全保障とレジリエンス、地域の民主化及び信頼性の向上に貢献します。

都市と国土計画は、すでに各国で様々な手法で計画・実践されており、多くの国で都市戦略計画、総合計画、コミュニティ計画、土地利用計画などが試行されてきました。こうした計画は、すべて都市の形態と機能に影響を及ぼすことを目的としています。影響の与え方は様々で、計画が実施されないことによって（例えば、持続可能な変化が阻害されるなどにより）、現実世界に影響が及ぶことさえあります。計画策定の手法は多岐にわたりますが、近年の傾向として、状況に応じてトップダウン方式とボトムアップ方式を様々な割合で組み合わせた手法が採用されています。

方法はどのようなものであれ、計画を実現するためには、常に強力な政治的意思、すべての関係者を巻き込んだ適切なパートナーシップ、そして次の3つの主要な実現要素が必要です。

- **拘束力があり透明性のある法的枠組み**：都市開発においては、一貫性があり、長期的な法的枠組みを実現する法体系の整備が重要です。法整備では、特に、信頼性、実現可能性、そして実効的な執行能力の確保が求められます。

- **健全で柔軟な都市計画とデザイン**：公共空間のデザイン、なかでも、適切な街路構成と接続性そして公共空間の配置は、都市の価値を生み出す大きな要因として特に重要です。同様に、一人あたりの移動ニーズとサービス供給コストを減らすため、適度なコンパクト性と複合的な商業利用を備えた明瞭な建設区画配置が重要となります。また、公共空間のデザインは、異なる人々が共に暮らし、相互に交流する、街の文化的側面を強化するものであるべきです。

- **低コストや費用効果の高い財政計画**：都市計画施行の成功には、経済的利益を生み出し、維持費を賄う初期公共投資を含め、健全な財政的基盤が前提となります。財政計画には、すべての関係者に都市の価値を分配する現実的な収入計画、そして都市計画に必要な出費の備えが必要です。

都市計画で良好な成果を出し、目標を達成するためには、上記の3要素をバランスよく組み込むことが重要です。そうすることで、分野横断による相乗効果が高まり、目標到達に重点をおいたパートナーシップが実現し、手続きの合理化と効率化が推進されます。

## C. 背景と根拠

本ガイドラインは、国連ハビタット管理理事会で過去に採択された次の2つのガイドラインの運用を支援するものです。

- 「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」(2007年)は、国レベルでの政策や制度の策定、改革の触媒として、地方自治体の権限強化と都市ガバナンスの改善を目指すものです<sup>1</sup>。このガイドラインは政策に重点をおいたもので、多くの国で参照されています。
- 「全ての人々に基本サービスへのアクセスを供給するための国際ガイドライン」(2009年)は、地方自治体レベルで基本サービスを供給するうえで、パートナーシップの改善を実現するための枠組みです<sup>2</sup>。このガイドラインはプロセスに重点を置いたもので、様々な国でそれぞれの状況に合わせて適用されています。

本ガイドラインは、分野やレベルを超えた強力な計画策定手法を通して、上記2つのガイドラインの運用を促進するものです。健全な都市と国土計画は、地方自治体を強化し、基本サービスの供給を促進する確実な方法です。また、本ガイドラインは、都市政策の原則(なぜ計画が必要なのか)、運用・管理プロセス(どのように計画を策定するのか)及び技術的成果(都市と国土計画とは具体的にどんなものなのか)の3側面を統合した汎用性のある枠組み(参照文書)として作成されています。さらに、本ガイドラインは、各国の実情を考慮に入れながら、政府、

地方自治体、その他のパートナーの協力及び事例共有を促すことも目的としています。

2013年4月19日の国連ハビタット管理理事会決議(24/3)において、国連ハビタットは、常駐代表委員会と協議のうえ、「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」を起案し、第25回管理理事会に提出して承認を得るよう要請を受けました。

本ガイドラインは、国連加盟国が地方自治体を支援し、人々の認識を向上させ、低所得層を含む都市住民の意思決定過程への参加を拡大することなどで、持続可能な都市居住区の計画と建設に向けた総合的な取り組みを推進するよう支援するものです<sup>3</sup>。本ガイドラインは、広く認められた原則と各国地域の経験に基づき、健全な都市と国土計画を世界中で促進するための手段であると共に、各国独自の取り組み、ビジョン、モデル、手法を踏まえたうえで、都市政策の改革を導く大きな枠組みでもあります。

各国政府、地方自治体及びそのパートナーは、本ガイドラインを状況に応じて適用し、それぞれの制度機構及び能力を反映した国のガイドラインを策定・実施することで、固有の都市と国土問題に対処することになります。さらに、本ガイドラインは、その主要原則を参照した各国政府及び地方自治体が、持続可能な計画を策定し、それを適切に実践していくための効果的な羅針盤、そしてモニタリングツールとしても機能します。

<sup>1</sup> 2007年4月20日の管理理事会決議(21/3)で承認

<sup>2</sup> 2009年4月3日の管理理事会決議(22/8)で承認

<sup>3</sup> 国連総会決議(66/288)付録「我々の求める未来」135段落

## D. 準備プロセス

管理理事会決議（24/3）を受けて、国連ハビタットは本ガイドラインの構成・内容・文言を事務局に進言する特別専門家会合を設立しました。専門家会合のメンバーは世界各地の経験や実践内容を反映できるよう、地域バランスに配慮したうえで、各国政府や地方自治体組織（UCLG：都市・自治体連合）、都市計画協会（ISOCARP：都市と国土計画専門家の国際学会）、国際機関（世界銀行、国連地域開発センター、国連訓練調査研究所、経済開発協力機構）から選出されました。

特別専門家会議は3回開催されました。第1回は2013年10月24日、25日にフランスのパリで開かれました。参加者はガイドラインの構成を決定し、ガイドライン原案を作成しました。第2回は2014年4月10日にコロンビアのメデジンで、第7回世界都市フォーラムに併せて開催されました。この会議では、さらに多くの事例が取り込まれ、第1回会議後に出された意見の協議を行い、本ガイドラインの修正原案に事例を挿入しました。さらに、ガイドライン修正案を作成し、本ガイドラインを補完する優良事例集の作成が合意されました。最終会合となった第3回特別専門家会議は2014年11月11日及び12日に日本の福岡で開催され、この会議で国連ハビタット第25回管理理事会に提出するための本ガイドラインの最終案がとりまとめられました。

国連ハビタットの各地域事務所、国連機関及びその他のパートナーグループとの特別協議も開

始され、2014年4月の世界都市フォーラムを皮切りに、2014年5月29日にニューヨークで開催の国連経済社会理事会（ECOSOC）における初の持続可能な都市化に関する統合セグメント、2014年11月3日から5日にソウルで開催された住居と都市開発に関する第5回アジア太平洋閣僚会議（APMCHUD 5）、そして2015年4月14日から23日にナイロビで連続して開催された第2回ハビタットⅢ（第3回国連人間居住会議）準備会合と第25回管理理事会で本ガイドラインに関する諮問が行われました。

本ガイドラインは、2015年4月23日に管理理事会決議（25/6）で承認されました。同時にこの決議では、「本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関、開発機関及び国連ハビタットに対し支援を」求めています。この決議の精神に則して、効果的な都市と国土計画がどのような条件や課題のもとで行われ、どのような利益をもたらしたかを解説した優良事例集が作成されました<sup>4</sup>。本ガイドラインの活用には、さらなるツールを開発してモニタリング・記録し、それを国連ハビタットの事業管理システムにも反映させる新たな仕組みを構築する必要があります。さらに、各国政府及びパートナーに対し、ガイドラインの実践状況について国連ハビタットに直接フィードバックするよう要請します。

<sup>4</sup> 本編後半の「優良事例集」を参照

本ガイドラインの作成は、2015年9月にまとめられたポスト2015開発アジェンダの策定作業、2015年12月に開催された国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）及び2016年10月開催のハビタットⅢに向けた準備プロセスと並行して行われました。したがって、本ガイドラインの内容は、こうしたプロセスの成果文書に意見を提供し、貢献し得るものです。

次章が「都市と国土計画に係るガイドライン」の本編であり、国連ハビタット管理理事会で審議された内容となります。ここでは、国連機関が持続可能な開発アジェンダを紐解く際の一般的な方法を採用しています。次章は4つの内容で構成されており、前半の2つは相互に関連する開発アジェンダ、すなわちガバナンスならびに社会、経済及び環境面を反映した内容となっています。そして後半の2つが都市と国土計画

の構成要素及びその実践となります。各セクションは主要原則から始まり、その後実践に向けた一連の提言を提示する構成となっています。

提言は一般的なものであり、都市と国土計画の枠組みを見直す際の手がかりとなるよう意図されています。各国政府、地方自治体、市民団体及びその関連組織、都市計画の専門家及びその関連組織は、本ガイドラインをそれぞれの状況に応じて活用することができます。

さらに、国際金融機関及び国際社会に対しては、公的な開発支援の取り組みの一環として、南南協力、南北協力、そして三角協力への資金援助や技術協力の推進、経験と実践内容の文書化と共有、あらゆるレベルの能力開発を通して、都市と国土計画を含む都市問題へのさらなる尽力が求められます。

# II

## 都市と国土計画に係る 国際ガイドライン

# A

## 都市政策と ガバナンス



Public space in Medellín, Colombia © Flickr/Eduardo F.

### 1. 原則：

- (a) 都市と国土計画は単なる技術ツールではなく、競合する様々な利害を解決する**統合的かつ参加型の意思決定プロセス**として、共有のビジョン、総合的な開発戦略、そして国、地域、都市の政策と連動するものです。
  
- (b) 都市と国土計画は、新たな都市ガバナンスの中核をなすもので、持続可能な都市化と質の高い都市空間の実現を目的として、**地方の民主化、参画と包括、透明性と信頼性**を促進するものです。

## 2. 政府は、他の各レベルの行政機関及び関連するパートナーと協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) あらゆるレベルの都市と国土計画の基盤として、持続可能な都市化の模範となる、国の都市と国土政策の枠組みを作成します。これには、現在及び未来の居住者の適切な生活水準、経済成長と環境保護、市街地と他の居住区のバランスのとれた制度、低所得層の安定した土地保有を含むすべての市民の権利と義務の明確化などが含まれます。都市と国土計画は、政策を計画と実践に落とし込み、政策の修正に必要なフィードバックを提供する媒体として役立ちます。
- (b) 以下の点に配慮し、都市と国土計画の実効的な法制度の枠組みを整備します。
- (i) 都市と国土計画の策定にあたっては、経済計画とその期間及び国の部門別政策を考慮に入れ、国家計画の遂行においては、各市町村の重要な経済的役割を十分に反映させます。
  - (ii) 地域、都市、地方ごとに状況が異なるなかでも、空間的な一体感とバランスのとれた地域開発が必要であることを念頭に置きます。
  - (iii) 都市、大都市圏、地域、国の計画を相互に連携・調和させ、補完性の原理
- に則してボトムアップとトップダウンを適宜組み合わせることで、部門や規模にかかわらず一貫性のある相互介入を行います。
- (iv) 自治体間の計画の立案及び運用を調和させるため、総則と仕組みをつくります。
  - (v) パートナースhipと市民参加が政策上重要な原則であることを正式に表明し、一般市民（男女とも）、市民団体、民間セクターの代表が都市計画策定活動に関与することとします。計画する側は、これらの原則を実行に移すために積極的に支援し、幅広い協議の仕組みを作ることで、都市開発問題に関する政策対話を促します。
  - (vi) 土地、不動産市場の規制、及び建造環境と自然環境両方の環境保護に貢献します。
  - (vii) 都市と国土計画の実施と見直しを相互に行いやすくするための規制枠組みを策定します。
  - (viii) 投資を促進し、透明性を確保し、法規制を尊重して不正を防止するために、すべての関係者に公平な競争の機会を提供します。

- (c) 「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」に沿って、分権と自治体強化のための政策を規定、実施、モニタリングし、地方自治体の役割、責任、計画能力及び財源を強化します。
- (d) 適切な規制の枠組みと金銭的なインセンティブを設けることで、自治体間の協力の枠組みと多層的に結びついたガバナンス制度を促進し、複数の自治体及び大都市圏でつくる組織の設立を推進します。これにより、都市の計画・管理を適正な規模で行い、関連プロジェクトへの資金調達を確保します。
- (e) 地方自治体主導で計画を作成、承認、改訂することを定めた法案を国会に提出し、法的拘束力のある文書となる前に、他の政府機関が策定した政策との整合性を図ります。
- (f) 計画策定の規則や規制を実効的かつ機能的に施行できるように、地方自治体の強化と権限委譲を行います。
- (g) 都市計画専門家の関連組織やそのネットワーク、研究機関、市民団体と協力して、都市計画策定の方法、形態及び実践（その他の同様の取り決め）をモニタリングする機関を設置します。ここでは、国内の事例を記録、評価、統合し、ケーススタディを作成・共有し、一般市民へ情報を公開し、必要に応じて地方自治体へのサポートを行います。

### 3. 地方自治体は、他の行政機関及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 都市の計画と管理・運用を適正な規模で行うため、計画の作成において政治的リーダーシップを発揮し、各部門の計画や他の土地利用計画、近隣地域との連携と調整を図ります。
- (b) 計画を承認し、定期的な見直しと改訂（5年ごとや10年ごと等）を継続的に実施します。
- (c) 計画にサービス供給の仕組みを組み込み、住居、インフラ、サービスの開発と資金調達のために自治体間連携やあらゆる階層との協力を推進します。
- (d) 都市計画と都市管理を、計画（川上）と実践（川下）という流れに関連付けると共に、長期的な目的やプログラムと、短期的な管理活動や部門ごとのプロジェクトとの整合を図ります。
- (e) 策定した計画が、地方の政治的展望、国家政策、国際的な原則と連動するように、計画策定のために請われた専門家や民間企業を効果的に指導します。



- (f) 都市に関する法令が施行され実効的に機能していることを確実にし、非合法的な開発を防止するための措置を講じます。特に、危険地域や歴史的、環境的または農業的な価値のある地域に留意します。
- (g) 計画の施行について透明性のある評価を行い、短期及び長期のプロジェクトと計画に対してフィードバックや適切な是正措置を提供するために、複数の関係者がモニタリングや評価を行い、説明責任を有する仕組みを構築します。
- (h) 各都市の計画策定経験を共有し、政策対話と能力開発を促進するため都市間の協力を進め、国及び地方レベルでの政策や計画立案過程に地方自治体組織が参加するよう促します。
- (i) 参加型の仕組みを整備することで、コミュニティ、市民団体、民間セクターをはじめとする都市関係者が、計画の策定及び実践過程に効果的かつ公平に参加できるようにします。また、計画の実践、モニタリング、評価のプロセスに一般市民、特に女性や若者が関われるようにすることで、計画策定の全過程において彼らのニーズを考慮し、それに対応します。

#### 4. 市民団体とその関連団体は、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 計画の策定、実践及びモニタリングに参加し、地方自治体がニーズと優先事項を特定できるように支援し、可能な限り、既存の法的枠組みと国際的な合意に従いつつ、意見を述べます。
- (b) 計画に関する公開協議に、市民を代表する人々、特に低所得層及び脆弱層に属するすべての年代及びジェンダーの参画を促します。公平な都市開発を推進し、平和な社会的関係を促進し、都市の中でも最も開発が遅れている地域のインフラとサービスの開発を優先することを視野に入れます。
- (c) 社会のあらゆる層、特に低所得層及び脆弱層に属するすべての年代及びジェンダーが、コミュニティの公開討論や計画構想の場に参加し、地方自治体と連携してコミュニティの改善プログラムに携わることができるように、彼らの居場所を作り、参加を後押しします。
- (d) 非合法や投機的な都市開発、特に自然環境を危険にさらすものや、低所得層・脆弱層を強制退去させるような開発を防止するため、人々の意識を高め、一般からの意見を集めます。

(e) 政治的な変化や短期的な障害が生じたときでも、都市と国土計画の長期的な目的を継続できるように尽力します。

**5. 計画の専門家と関連組織は、以下の役割を担う必要があります。**

(a) 計画策定・改訂のすべての段階を通じて、専門技術及び知識を提供し、グループを動員して意見を求めることで計画を推進します。

(b) 包括的で公平な都市開発が推進されるよう、積極的に発言する役割を担います。包括的で公平な都市開発は、計画策定に様々な層の人が参加することによって実現するだけでなく、企画、デザイン、規制、条例などの具体的な内容を通じても推進することができます。

(c) 本ガイドラインの活用を推進し、各国地域が必要に応じて本ガイドラインを採用して、各々の状況に応じて適応させるよう意思決定者に助言します。

(d) 都市と国土計画に関する研究や知識発展に寄与し、本ガイドラインの提言に対する一般の人々の意識を高めるセミナーや協議会を開催します。

(e) 本ガイドラインの内容を大学や専門教育のカリキュラムに導入するために、教育訓練機関と協力して適宜調整及び検証したうえで、都市と国土計画に関するカリキュラムの見直しと開発を行います。また、能力開発プログラムにも貢献します。

# B

## 持続可能な開発 に向けた都市と 国土計画



Pedestrians in Tokyo, Japan © Shutterstock/Thomas La Mela

都市と国土計画は様々な形で持続可能な開発に寄与します。都市と国土計画は、持続可能な開発の補完的な3つの側面である「社会開発と包括」「持続的な経済成長」「環境保護と管理」と密接に結びついたものでなければなりません。

この3つの側面を相乗的な形で統合するには、政治的な確約と、都市と国土計画のプロセスに携わるべき関係者全員を巻き込むことが必要です。

市民団体や都市計画専門家とその関連組織に期待される役割についての提言は、すでに前節Aの4 (p11) 及び5 (p12) で概略を説明しましたので、以降繰り返して説明はしません。

# B1

## 都市と国土計画 及び社会開発



Market place at Onitsha, Nigeria © UN-Habitat/Alessandro Scotti

### 6. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、現在及び未来の社会の**あらゆる人々の生活水準と労働環境を改善**することを第一の目的としています。また、都市開発のコストや機会、利益の**公平な分配**を実現し、特に包摂性に富み一体感のある社会の推進を確実にします。
- (b) 都市と国土計画は、未来へのなくてはならない投資です。また、**生活の質を改善し、文化遺産や文化の多様性を尊重した国際化**を推進し、多様なグループのニーズを把握するための必須条件となります。

**7. 政府は、他の政府及び関連するパートナーと協力し、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 市街地とそれ以外の居住区の住居と生活環境の進化をモニタリングし、社会的な結束と包摂の実現に向けた地方自治体とコミュニティの計画策定を支援します。
- (b) 貧困解消のための戦略を立案・実行し、雇用創出を支援し、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事に就けるよう促し、移住者や避難民を含む脆弱層のニーズに対応します。
- (c) すべての人が、土地、インフラが整備された用地、住宅を入手できるように、先進の住宅融資システムの構築に貢献します。
- (d) 財務上の優遇措置、対象を絞った補助金の提供及び地方財政力の強化によって、地方自治体に権限を委譲し、都市と国土計画が社会的格差の是正と文化的多様性の推進に寄与することを確実にします。
- (e) 都市と国土計画策定において、文化及び自然遺産の特定、保全及び開発を一体的に促進します。

**8. 地方自治体は、他の行政及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 以下の要素を組み込んだ計画を設計・推進します。

- (i) 基本サービスをすべての人に供給するための明瞭かつ段階的で優先順位を考慮した都市空間の枠組み
  - (ii) 特に低所得層や社会的な脆弱層の、現在及び未来のニーズに配慮した土地・住居の開発、及び交通手段の戦略的な方針と具体的な配置
  - (iii) 市街地における人権保障の実現を支援する方策
  - (iv) あらゆる階層の人にとって魅力的で利用可能なサービスや住居、雇用機会を提供するため、社会的混合及び土地の複合利用を促進する規制
- (b) 全地域へのアクセスを改善することで、社会的、空間的統合と包括を促進します。すべての居住者（移住労働者や避難民を含む）が都市の社会経済機会を享受し、都市のサービスと公共空間を楽しみ、その社会的文化的な生活に貢献できる都市を創出します。
- (c) 老若男女のニーズと視点に立脚し、すべての人にとってアクセスしやすい質の高い公共空間を提供し、既存の広場や街路、緑地やスポーツ施設などの公共空間を改善・活性化し、その安全性を確保します。こうした公共空間は、活気のある包摂的な都市生活にとって必要不可欠な基盤であると共に、インフラ開発の基礎であることを考慮に入れます。

- (d) 低所得地域、非正規居住区やスラム地区を改善し、都市構造に統合します。その際、居住者の暮らしに与える影響を最小限に抑え、強制退去や移住をできるだけ回避します。影響が回避できない場合は、影響を受けた人々に適正な補償を行います。
- (e) すべての居住者に安全で手頃な価格の飲用水と十分な衛生設備が行き届くことを保証します。
- (f) 土地所有権の保証と土地・不動産の管理制度を提供すると共に、低所得世帯に対する金融サービスの提供を促進します。
- (g) 複合土地利用を促進し、安全で快適に利用でき、手頃な価格で信頼性の高い交通システムを整備することで、生活圏と職場・商業エリア間の移動時間を短縮します。その際、場所によって土地や住宅価格が違ふこと、ならびに手頃な価格の住宅づくりを進める必要があることを考慮に入れます。
- (h) 安全、正義、社会的結束の基礎となる、都市の安全性、特に女性や子ども、高齢者、障害者をはじめとするすべての脆弱層の安全性を強化します。
- (i) 老若男女それぞれのニーズを特定し、ニーズに対応した都市空間やサービスを設計・実現し、活用することで、男女平等を確実に推進します。
- (j) 土地・不動産市場に影響を及ぼす措置により、低所得世帯や小規模企業が入手困難に陥らないよう保証します。
- (k) 都市文化の発展と社会的多様性の尊重は社会開発の一部であり、重要な空間的要素であることを認識し、屋内（美術館、劇場、映画館、コンサートホール等）及び屋外（路上アートやミュージカルパレード等）の文化的活動を奨励します。
- (l) 伝統的集落や歴史的地区、宗教的・歴史的な記念碑や史跡、遺跡、文化的景観などの文化遺産の保護と評価を行います。

# B2

## 都市と国土計画 及び持続的な 経済成長



Place of United Nations in Casablanca, Morocco © Flickr/Hamza Nuino

### 9. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、持続的かつ包括的な経済成長の触媒であり、新たな経済的機会、土地・住宅市場の規制、適切なインフラと基本サービスをタイムリーに提供することを**可能にする枠組み**を提供します。
- (b) 都市と国家計画は、持続的な経済成長、社会の発展、そして環境維持が相伴って、**あらゆる地域レベルの連携を向上させるため**の、強力な意思決定の仕組みです。

**10. 政府は、他の行政及び関係機関と協力して、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 産業、サービス、教育機関を適宜集積することで、相互に連携した多極的都市圏の開発を計画し、支援します。これは、近隣都市とその周辺地域において、専門性、相互補完性、相乗作用、規模の経済性と集積を高める戦略となります。
- (b) 民間セクターをはじめとする多様なパートナーと精力的な連携を図ることで、都市と国土計画が、都市空間と経済活動の調和、規模の経済性と集積、近接性と接続性を促し、生産性や競争力の強化と繁栄に貢献します。
- (c) 最適な流通網と持続可能な資源利用、及び自治体間の不健全な競争の防止を実現するために、自治体間の連携を支援します。
- (d) 都市と国土計画において、地方経済の発展と再建、雇用機会の拡大を目的とし、個人及び民間主導の取り組みを後押しする、地方経済開発政策の枠組みを作ります。
- (e) 地理的な制約と機会を考慮に入れ、国土全体と経済主体間の接続性を改善することを目的とした、情報通信技術政策の枠組みを作ります。

**11. 地方自治体は、他の行政及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 基幹インフラの効率的な整備、移動手段の改善、都市交通網の構築を必須事項として盛り込んだ基盤作りが、主な役割であることを認識します。
- (b) エネルギー効率に優れ、気軽に利用できる都市交通を整備します。具体的には、安全性と信頼性の高い公共交通機関及び貨物輸送システムを整備しやすい環境を作ると同時に、自家用車の利用を最小限に抑えます。
- (c) 経済主体や居住者がデジタルインフラとサービスを不均衡なく安価で利用できる環境の拡大と、知識基盤社会の発展に寄与します。
- (d) 計画には、明確で詳細な内容を盛り込んだ投資計画を含めます。投資計画には、資金調達の展望（地方税、域内で生じる所得、信頼できる財源移動の仕組み等）と共に、公共及び民間セクターが資本、運営費、維持費を担うことで期待される貢献度合いも含めます。



- (e) 先進的なゾーニング制度（フォームベースドコード<sup>1</sup>や性能規定型ゾーニング<sup>2</sup>）を活用して、土地市場を管理し、土地開発の権利を売買する市場や土地を担保にした融資などで都市への資金調達を行い、公共投資の一部を都市インフラやサービスへ適切に割り当てます。
- (f) 地方経済の発展を導き、支援します。特に、地方自治機関、協同組合、中小零細企業における雇用の創出と、産業とサービスの適切な空間的集約を図ります。
- (g) 安全で快適に利用できる効率的な街路ネットワークを整備し、十分な街路空間を確保します。高度な接続性と自動車以外の輸送システムを促進し、経済的な生産性の向上と地方経済の発展を促します。
- (h) 既存空間の活用又は拡張戦略により適度に密集した市街地をデザインし、規模の経済性を誘発し、移動の必要性和サービス提供費用を軽減し、費用効果に優れた公共交通システムを構築します。

---

<sup>1</sup> フォームベースドコード（form-based code）とは、用途の分離に主眼をおいた従来のゾーニングとは大きく異なり、都市空間の中で用途の異なる土地利用を推進しつつ、建物や公共空間の形態に一定の規制を設け、統一感のある都市づくりを行う手法。

<sup>2</sup> 性能規定型ゾーニング（performance-based zoning）とは、従来仕様規定と言われてきた各種斜線制限（採光・通風等に影響を及ぼす高さ制限）などの「外形基準」で判断せず、天空率などの「性能」で立地規制を行う考え方。

# B3

## 都市と国土計画 及び環境



Aerial view of Shenzhen, China © Flickr/Yuan2003

### 12. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、生物多様性や土地・天然資源を含む市街地の**自然及び建造環境を保全・管理し**、統合され持続可能な開発を実現するための**空間的枠組み**を提供します。
- (b) 都市と国土計画は、環境及び社会経済的な**レジリエンスを強化し**、**気候変動の緩和と気候変動への適応を促し**、自然災害や環境上のリスクに対する管理体制を改善することで、**人間の安全保障**の強化に貢献します。

**13. 政府は、他の行政及び関係機関と協力し、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 水、空気、その他の天然資源、農地、緑地、生態系、生物多様性の保全と、その持続可能な管理に関する基準と規制を設けます。
- (b) 都市と国土計画により、都市と農村の補完性を改善し、食の安全性を向上させ、都市間の関係と相乗性を強化し、都市計画と地域開発を関連付け、国をまたいだ地域を含めて都市と地方の結束を図ります。
- (c) 環境影響評価は、適切な手法と方法論を精査して普及させること、またインセンティブや規制措置を通じて推進します。
- (d) コンパクトなまちづくりを推進し、都市スプロール現象を規制・管理し、土地市場の規制と組み合わせた先進的な都市密集戦略を策定します。また、気候変動問題に効果的に対処するため、都市空間利用の最適化、インフラ整備費用と移動の必要性の軽減、そして都市圏の二酸化炭素排出量の制限を行います。
- (e) 都市と国土計画により、クリーンエネルギーへのアクセス向上、化石燃料消費量の削減、適切なエネルギーミックスの推進ならびに建築物や産業及び多様な輸送サービスのエネルギー効率化の観点から、持続可能なエネルギー供給サービスの必要性を認識し、その向上に取り組みます。

**14. 地方自治体は、他の行政及び関係機関と協力して、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 気候変動に対する緩和・適応の枠組みとして、また人間居住地区の中でも特に脆弱な地区や非正規居住区のレジリエンスを高める枠組みとして、計画を作成します。
- (b) エネルギー効率化を図り、再生可能エネルギー源へのアクセスと利用を拡大するため、効率的な低炭素都市のあり方と開発パターンを構築し、採用します。
- (c) 低リスク地区で基本的なサービスやインフラ・住宅整備を行い、高リスク地区住民の適正な場所への再定住化を図ります。なお、再定住化は、住民が自発的に参加する形でを行います。
- (d) 気候変動による結果と起こり得る影響を評価し、災害や危機に対して、主要な都市機能の継続を確保するための準備を行います。
- (e) 飲用水や衛生施設へのアクセス改善及び大気汚染や水質汚染の軽減のための行動計画として、都市と国土計画を活用します。

- (f) 生態学的価値や遺産としての価値が高い公共空間や緑地を特定、活性化、保全、創出し、その目的のために民間セクター及び市民団体ができることをまとめます。また、ヒートアイランドの発生を回避し、その土地の生物多様性を保護し、多機能な公共緑地（雨水を保持・吸収する湿地等）の創出を支援します。
- (g) 建造環境の質の低下原因を特定・認識し、活性化を図り、その資産を活用し、社会的意義を高めます。
- (h) 埋立地やリサイクル施設の配置など、固形及び液体廃棄物処理とリサイクルを土地利用計画に組み込みます。
- (i) サービス提供者、土地開発者及び土地所有者と協力し、土地利用と部門計画を密接に連携させ、水、下水道と衛生、エネルギーと電気、通信と輸送などのサービス間の部門を超えた連携と相乗作用を促進します。
- (j) インセンティブや罰則を通じて「環境に優しい建築物」の建設、改修、管理を推進し、その経済的な影響をモニタリングします。
- (k) 歩くことを奨励し、自動車以外の交通手段や公共交通機関の利用促進を考慮した街路を設計し、日陰を作り、二酸化炭素を吸収する街路樹を植えます。

# C

## 都市と国土計画 の要素



Pedestrian street in Moscow, Russia © Flickr/Stary Arbat

### 15. 原則：

- (a) 都市と国土計画は、時間枠や地理的広がりを超えて、空間、制度、財政分野を統合したものでなければなりません。また、**コンパクトなまちづくりと地域間の相乗作用**を目的とし、**実効力のある規制に基づいた継続的で反復的なプロセス**であるべきです。
- (b) 都市空間計画は都市と国土計画の一翼を担うものであり、**様々なシナリオの検討に基づき、明確な政治的決断を促す**ことを目的とします。さらに、その政治的な決断を、物理的・社会的空間の変容を促し、**統合された市街地開発**を支援するための行動へと転換させるものでなければなりません。

**16. 政府は、他の行政及び関係機関と協力し、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 都市空間計画は、厳格な設計図ではなく、推進力と柔軟性のある仕組みとして利用します。都市空間計画は、市民が参加する形で策定しなければならず、市民が手に取りやすく、使いやすく、理解しやすいように、様々な形で提供されます。
- (b) 都市と国家計画の概念について一般の人々の意識を高め、その考え方を理解・受容するよう促します。都市と国家計画は、地理的な規模にかかわらず、成果物（計画及びそれに関連する規則、規制）及びプロセス（計画の検証、更新及び実践の仕組み）の両方として理解される必要があります。
- (c) 都市空間計画と規制を策定・改定する際の基盤として、人口、土地、環境資源、インフラ、サービス及び関連するニーズに関する情報データベース、登記簿、地図作成システムを構築し、維持管理します。地域が有する知識と最新の情報通信技術を活用し、地域や都市がそれぞれの状況に応じて活用できるシステムを構築します。
- (d) 都市と国土計画は、情報の更新、モニタリング、評価の一般的な段階を踏んで導入します。導入はできる限り法的措置を通じて行います。これらのシステムには、成果指標の導入や関係者の参加が必要不可欠です。
- (e) 適切に組織され、十分な資源を有し、継続的な能力開発を行う計画機関の整備を支援します。

- (f) 地方レベルで都市と国土計画の施行を支援するための、効果的な金融・財政枠組みを構築します。

**17. 地方自治体は、他の行政及び関係機関と協力して、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 明確な政治的意思を反映した、共通の戦略的な都市空間利用ビジョン（適切な地図情報に裏づけられたもの）ならびに合意に基づく目的を作成します。
- (b) 以下のような複数の空間要素を含む計画を構想し、明確に説明します。
  - (i) 人口統計、社会、経済及び環境トレンドの徹底的な分析に基づく一貫した開発シナリオでは、土地利用と輸送機関の重要な連携を考慮に入れます。
  - (ii) 都市空間計画は、ニーズの高さと適切な実現可能性調査の結果に基づき、優先順位を明確に定め、適切なスケジュールに沿って段階的に実行します。
  - (iii) 都市の成長規模の予想を反映した都市空間計画においては、成長の規模に応じ、適度な人口密度を確保するため、都市拡張、都市再生、再開発の計画を策定し、利便性と接続性に優れた街路及び質の高い公共空間の整備を行います。

- (iv) 環境条件に立脚し、生態学的に重要な地域や災害が起こりやすい地域の保全を優先した都市空間計画では、特に、土地の複合利用、都市の形態と構造、移動手段とインフラ開発に重点を置き、予期せぬ展開に備えて柔軟性を確保します。
  - (c) 制度上の取り決め、参加とパートナーシップの枠組み、関係者間の合意の取り方を設定します。
  - (d) 計画策定過程において、情報を提供し、提案、計画、成果物の厳密なモニタリングと評価を可能にする知識基盤を確立します。
  - (e) 地方の能力を強化するため、以下の人的資源開発戦略を策定します。必要に応じて、他の行政部門から支援を受けます。
  - (f) 具体的方策は以下の通りです。
    - (i) インフラ整備には土地が必要であり、土地の価値に直接的な影響を及ぼすため、土地利用とインフラの計画・施行では地理的な位置を考慮し、調整します。
    - (ii) インフラ整備計画では、特に、公共サービスとリスク軽減に直結する幹線網の整備、街路網の接続性の向上、交通規制と交通の流れの円滑化、デジタル通信網の整備に取り組みます。
    - (iii) 制度面と財政面の密接な連携を図ります。そのために、参加型予算、官民パートナーシップ、多角的な資金調達の方法など、適切な実施の仕組みを構築します。
    - (iv) 都市の拡張、整備、再生、活性化プログラムでは、既存の都市の形状及び形態を十分に考慮します。
- 18. 市民団体とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。**
- (a) 都市計画の全体ビジョンの作成とプロジェクトの優先順位付けに参加します。この参加プロセスには、すべての関係者の協議が必要であり、市民に最も近い自治体主導で行います。
  - (b) 土地利用計画と規制を推奨します。特に、社会的及び空間的包括性、低所得層のための土地貸借保証、適正な賃借料、適切な密度、土地の複合利用と関連するゾーニング制度、利用しやすく十分な公共空間、重要な農地及び文化遺産の保護、土地保有権、土地登記システム、土地取引及び土地を担保にした融資に関する先進的な方策を推進します。

**19. 都市計画の専門家とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 総合的で参加型の戦略的計画を推進するため、新たなツールを開発し、国境や部門を超えた知識移転を図ります。
- (b) 政治的判断ができるように、見通しや予測を計画案やシナリオに盛り込みます。
- (c) 各段階、部門、計画規模の間の相乗効果を明らかにし、維持します。
- (d) コンパクトなまちづくりと国土の一体化を促すための革新的な解決策を推奨します。また、都市の貧困やスラム問題、気候変動、災害レジリエンス、廃棄物管理など、既存または新規の都市問題に対する解決策を提唱します。
- (e) 脆弱層や不利な境遇にある集団、先住民への権利付与を後押しします。研究成果に基づく計画策定の方法を構築し、提唱します。



# D

## 都市と国土計画 の実施と モニタリング



Street in New York, USA © Flickr/Stefan Georgi

### 20. 原則：

- (a) 都市と国家計画をあらゆる規模で適正に実施するには、**政治的リーダーシップ**と適切な**法制度の枠組み**、**効果的な都市管理**、**協調性**、**合意形成の方策**、現在及び未来の問題に首尾一貫した効果的対応を行うことによる無駄や重複の削減が必要です。
- (b) 都市と国土計画の効果的な実施と評価には、特に、**継続的なモニタリング**、**定期的な調整**、各レベルの**十分な能力**ならびに**持続的な資金調達**の仕組みと技術が必要です。

## 21. 政府は、他の行政及び関連するパートナーと協力し、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 基本的な計画施行ツールとしての法規制を維持します。法規制が実用的であり、法的拘束力があることを確認するため、定期的に改善の余地がないか評価を行います。
- (b) すべての居住者、土地及び不動産開発者、サービス供給者が法を遵守しているか確認します。
- (c) 計画を施行するパートナー間の責任の所在を明らかにし、対立を解決する仕組みづくりを促します。
- (d) 都市と国土計画の施行を評価し、地方自治体に、インフラ不足解消のための財政補助と技術的サポートを行います。
- (e) 都市と国土計画に関連するすべての専門分野の高等教育水準を高め、都市計画の専門家や都市管理者のための実地訓練の機会を提供するため、教育及び訓練機関が都市と国土計画策定に関与することを推奨します。
- (f) 都市と国土計画の施行、調整、課題解決の各段階のモニタリングと報告を促します。また、都市計画の専門家、市民団体、及びメディアが関与する民主政策の一環として、都市・国土データ及び統計を公開し、自由に閲覧できるようにします。

(g) 計画策定、施行及び都市管理の重要な改善策として、都市間協力を通して、各都市の経験が相互に活用できるよう促します。

(h) 都市と国土計画のモニタリング、評価、責任制度を策定し、確立します。実施過程と結果の両方の進行状況を追跡する指標ならびに市民審査に基づく量的及び質的な情報と各種分析を組み合わせます。こうした国内及び地域の制度に基づく国際的な実績の共有制度も構築します。

(i) 都市と国土計画の実施を技術的に、また社会的に支援するため、環境に配慮した技術、データ収集のための地理空間技術、情報通信技術、住所確認システム、土地及び不動産登記システム、ならびにネットワーク化と知識共有を促進します。

## 22. 地方自治体は、他の行政及び関連するパートナーと協力して、以下の役割を担う必要があります。

(a) 計画で定めた各活動を実施するためのリーダーシップとパートナーシップの機能を明確にし、自治体間を含めた責任（部門と行政区分の両方）の内容を調整するため、効率的で透明性の高い制度を採用します。

(b) 財政的な持続可能性と社会的な適正価格を確保するため、現実的な資金調達シナリオを選択します。このシナリオは、段階的に

増額する財政計画を促進し、予想される投資資源（予算内外、公共または民間、その他）及び、資源の創出や費用回収の仕組み（補助金、融資、給付金、寄付、使用料、土地を担保にした利率、税金）についても明確にします。

- (c) すべての公的機関からの公的資源の割当てが、計画で特定されたニーズに比例し、また他の資源を有効活用するように計画されているかを確認します。
- (d) 必要に応じて新規の財源を探し、検討し、評価し、執行します。
- (e) すべての人々が基本サービスへアクセスできることを目的とした国際ガイドラインに従い、ここで指定された適切な法枠組みの中で、タイムリーな民間投資と透明性のある官民パートナーシップを呼びかけます。
- (f) 計画の施行を追跡し、定期的に進捗状況进行评估し、戦略的な提言を行うため、特に民間セクターと地域社会が参加する、多様な関係者による会合を設立し、支援します。
- (g) 地方レベルで、各種訓練、事例に基づく情報交換、専門技術や知識の移転ならびに組織的再検討を通して、計画、デザイン、管理及びモニタリングの各分野の組織開発及び人的能力開発を推進します。
- (h) 計画施行過程のあらゆる段階で、情報公開、教育、市民動員を支援し、計画のデザイン、モニタリング、評価及び定期的な調整への市民団体の関与を促します。

### 23. 市民団体とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。

- (a) 関連する委員会や制度に住民を動員し、パートナー組織と提携し、都市の低所得層を含む人々が抱える問題について声を上げることで、計画施行に積極的に貢献します。
- (b) 施行段階で明らかとなる問題や機会について当局にフィードバックし、必要な調整や是正措置について提言します。

**24. 都市計画の専門家とその関連組織は、以下の役割を担う必要があります。**

- (a) 様々な計画の施行に技術的な助言を行い、都市空間データの収集、分析、活用、共有及び普及を支援します。
- (b) 政策決定者と地方のリーダーを対象に、都市と国土計画の問題、特に、継続的かつ長期的な実行の必要性和責任感を培うことを目的とした講習会を計画し、開催します。
- (c) 実経験から学び、意思決定者へ現実に即したフィードバックを提供するため、実地訓練を行い、計画の施行に関連する研究を応用します。
- (d) 市民を広く参画させるため、教育・啓蒙用の計画策定モデルを作成します。

# 付録：管理理事会決議(25/6)

## 都市と国土計画に係る国際ガイドライン

管理理事会は、

理事会が国連ハビタットの事務局長に対して、常駐代表委員会との協議の上、コンパクトで社会的包摂性に富み、統合的で接続性に優れた、持続可能な都市と国土の建設を目指して、政策、計画、デザインを改善するために、必要に応じて利用できる法的拘束力のない国際的枠組みを提供する、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草を始めるよう、また、第25回管理理事会にて本ガイドライン草案を管理理事会に提出し承認を求めるよう要請した、包括的で持続可能な都市計画に関する、また、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草に関する2013年4月19日の国連ハビタット管理理事会決議(24/3)を想起し、

都市と国土に係る国際ガイドラインの開発の進捗状況を強調した、事務局長報告書<sup>1</sup>を考慮し、

国連人間居住会議(ハビタットII)の成果と、国連ハビタットの強化に関する2012年12月17日の国連総会決議(67/216)を想起し、

2012年6月20日から22日にブラジルのリオデジャネイロで開催された、持続可能な開発会議の成果文書「我々の求める未来」<sup>2</sup>を想起し、地方自治体の支援、市民の意識向上、そして低所得層を含む都市居住者の意思決定への参加促

進等によって、この成果文書が持続可能な都市と都市の居住地の計画と建設に向けた統合的な取り組みを推進する責任を再確認し、

2009年4月3日の決議(22/8)で採択された「全ての人々に基本サービスを供給するための国際ガイドライン」と、2007年4月20日の決議(21/3)で採択された「分権と地方自治体強化に関する国際ガイドライン」、及び「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」との一貫性と補完性を認識し、

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン：優良事例集の編纂に向けて」<sup>3</sup>と題した事務局の覚書を確認し、都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草に情報を与えた、様々な状況や計画規模の経験から得られた教訓に留意し、

都市と国土計画に係る国際ガイドラインに関する協議のプロセスや起草支援のための、フランス政府及び日本政府による財政支援に感謝を持って留意し、

国連ハビタットの主導的役割と、常駐代表委員会、国連ハビタットの地域事務所、そして都市と国土計画に係る国際ガイドラインの起草と策定において包括的な協議プロセスを通して貢献してきた加盟国や地方自治体の国際協議会に推薦された専門家の貢献に感謝の意を表し、

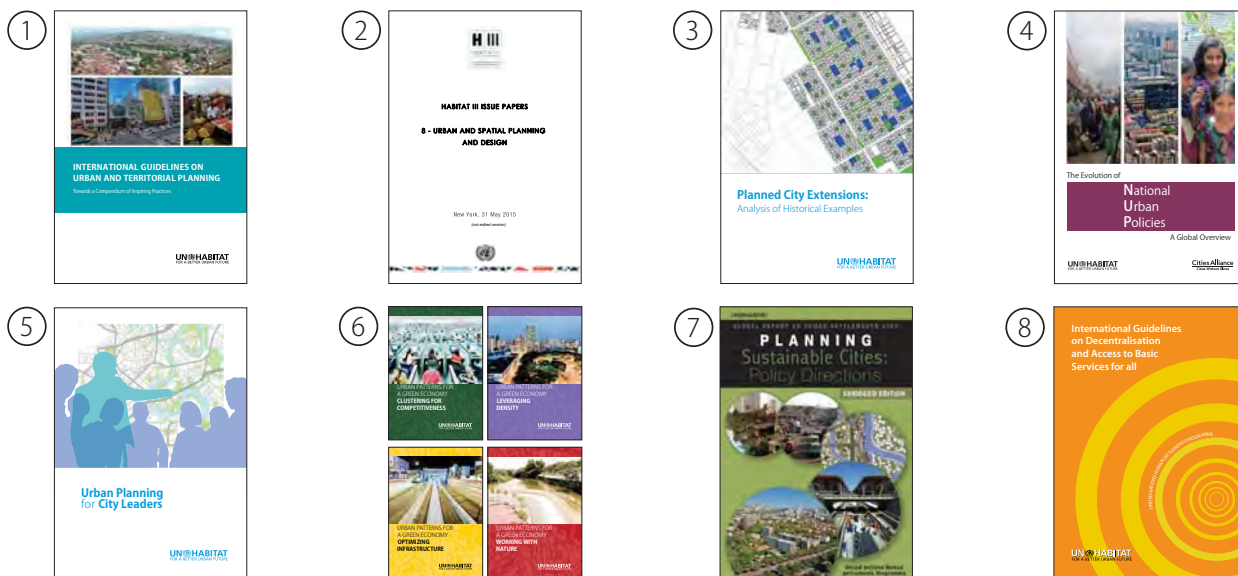
<sup>1</sup> 管理理事会決議(25/2)(HSP/GC/25/2/Add.6)

<sup>2</sup> 国連総会決議(66/288)付録

<sup>3</sup> 管理理事会 情報シリーズ(HSP/GC/25/INF/7)

1. 持続可能な開発の達成に向けて利用され得る貴重な指針として、事務局長報告書 19 第 II 項に提示された都市と国土計画に係る国際ガイドラインを承認する。
2. 加盟国が各々の状況、ニーズ、そして優先事項によって、必要に応じて国の都市政策と都市と国土計画の枠組みを策定、検討、実施し、かつ、本ガイドラインに要約された都市と国土計画の基本原則を考慮するよう奨励する。
3. また、加盟国が地方自治体及び市民社会を含む他の利害関係者と、都市と国土計画の基本原則の促進と改良に向けて共働し続けることを奨励する。
4. 本ガイドラインに関心のある加盟国がこれを利用し、必要に応じて各々の国や国土の状況に合わせて適用し、ガイドライン実施のための支援の一環として、さらなるツールや評価指標の開発を行うことができるよう、国際的な金融機関及び開発機関に対し支援を求め、また戦略的計画と隔年事業計画の中で事務局長に要請する。
5. 事務局長に対して、他の国連機関、地域の経済委員会、開発銀行、加盟国、地方自治体及びその関連機関、関連する国際的な専門家組織、非政府組織、そして他のハビタットアジェンダ関係者とパートナーシップを発展させ、本ガイドラインの地方、国、及び地域の状況への適用及び利用に関して、能力やツール開発を通して支援することを要請する。
6. 加盟国及び連携機関が、政府のあらゆるレベルで国連ハビタットの都市と国土計画に係る将来の事業を支援し、特に都市と国土計画に係る国際ガイドラインの利用を促進するよう奨励する。
7. 事務局長に対して、加盟国と他の関連する利害関係者と十分に協議の上、第 26 回理事会にて本決議事項の実施の進捗状況を報告するよう要請する。

# 他の参考文献



1. **International Guidelines on Urban and Territorial Planning: Towards a Compendium of Inspiring Practices** (2015)

**都市と国土計画に係る国際ガイドライン：優良事例集の編纂に向けて**

この文献は、ガイドライン作成特別専門家会合及び関連グループによって編纂された、都市と国土計画に関わる26の国際事例によって構成されています。意欲的で、独自の工夫と創意に満ちた代表的な事例の数々から、都市と国土開発において共通する課題が見えてきます。都市と国土計画によって、いかにして国や地域がさらに持続可能な開発に向かって変貌を遂げているかがわかる成功事例を紹介しています。

2. **Habitat III Issue Paper 8 - Urban and Spatial Planning and Design** (2015)

3. **Planned City Extensions: analysis of historical examples** (2015)

4. **Evolution of National Urban Policies : a Global Overview** (2014)

5. **Urban Planning for City Leaders** (2013)

6. **Urban Patterns for a Green Economy:** (2012)

- a) Clustering for Competitiveness
- b) Optimizing Infrastructure
- c) Leveraging Density
- d) Working with Nature

7. **Global Report on Human Settlements: Planning Sustainable Cities** (2009)

8. **International Guidelines on Decentralisation and Access to Basic Services for all** (2009)

各文献は国連ハビタットのウェブサイト [www.unhabitat.org](http://www.unhabitat.org) からダウンロードできます。

都市化において、計画は何をおいても必要なものです。急激な都市化により、2050年には10人中7人が都市居住者となると言われています。誤った政策、計画、デザインにより、人と様々な活動が都市空間の中で適切に配置されず、その結果、スラムの拡大、人口過密、基本的サービスの欠如、環境破壊、そして社会的格差や人種的分離という問題が生じています。

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」は、都市と国土計画の体制を検討するにあたって、意思決定者や都市専門家にインスピレーションを与え、方向を示す羅針盤となります。本ガイドラインは、政府、地方自治体、市民団体、そして都市計画の専門家に、コンパクトで社会的

包摂性に富み、持続的、統合的で接続性に優れた都市を建設するための国際的な参考枠組みを提供するものです。それにより、持続可能で気候変動にレジリエンスのある都市の開発を促進します。

「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」には有力な証拠、優良事例、そして様々な地域と状況の中から得られた教訓に基づいた、12の主要原則と行動指向の提言が盛り込まれています。本ガイドラインは、計画には統合された方策が必要だと強調し、都市政策とガバナンス、持続可能な開発、計画の構成、そして計画実施とモニタリングの機能について論じています。

HS Number: HS/059/15J

**UN**  **HABITAT**

United Nations Human Settlements Programme  
P.O. Box 30030, Nairobi 00100, KENYA  
Telephone: +254-20-7623120, Fax: +254-20-7624266/7  
Email: [infohabitat@unhabitat.org](mailto:infohabitat@unhabitat.org)

[www.unhabitat.org](http://www.unhabitat.org)